

大東市立谷川中学校「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、『落ち着いた環境のもと、子どもたちが自分の良さを存分に発揮できる学校』をめざし、「大東市立谷川中学校いじめ防止基本方針」を策定して取り組んでいく。

（1）いじめを許さない学校の雰囲気づくりの醸成に関する取り組み

①集団づくりの充実

班活動を核とした仲間づくりの取り組みを全学級において意図的・計画的に行う。

②人権教育の充実

人権尊重の精神に根ざした教育活動を計画的に推進する。

③道徳教育の充実

道徳の時間を核として全教育活動において豊かな心を育てる教育活動を推進する。

④体験学習の充実

冒険教育、自然体験、職場体験、ボランティア体験等をさらに充実する。

⑤生徒会活動の充実

生徒会によるあいさつ運動、いじめ防止活動などをさらに充実する。

（2）未然防止・早期発見のための取り組み

①日常の観察

教職員が生徒とのコミュニケーションの充実を図り、些細な変化に対してキャッチできるアンテナの高さを持つことに努める。

②教育相談

教育期間を設定するとともに、日頃から気軽に相談できる環境を作る。

③スクールカウンセリング

スクールカウンセラーによるカウンセリングを活用する。

④いじめ調査アンケート

学期に1回実施し、早期発見の手立てとする。

⑤学級集団アセスメント

よりよい学校生活と友だちづくりのための hyper-QU アンケート（今年度は1・2年のみ）を実施し、学級集団の把握に努める。

（3）家庭・地域との連携

- ・ P T A 役員会・実行委員会や懇談会等を通じて、実態や指導方針等の情報交換を行う。
- ・ 大東市立谷川中学校「いじめ防止基本方針」をホームページ・学校だより等を活用して発信し、周知・啓発に努める。

3. いじめ未然防止の取り組み

〈基本姿勢〉

いじめはどの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向わせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善

①学習環境・規律の確立

学習規律の確保と落ち着いた授業づくり、安心できる集団づくりがいじめの未然防止につながる。

②誰もがわかる授業

全国学力・学習状況調査において、学年によって学力に差がある実態があることから、基礎学力の向上は継続的に取り組まなければならない課題である。全ての生徒がわかったと実感できる授業が、心の充実につながる。

③「学び合う授業」づくりの推進

「学び合う授業」づくりを一層推進し、生徒が主体的に学び、達成感を味わうことができ、自尊感情を高めることができる授業に向けて研鑽を積む。

(2) 自己有用感を高める指導・支援

①一人ひとりが活躍することができる活動

学級活動や委員会活動、学校行事、部活動等において、各生徒が個性や持ち味を発揮しながら活躍し、周りの生徒に認められる活動を充実する。

②人とのつながりを感じることでできる取り組み

班活動を核とした集団づくりを行い、高め合う学級・学年集団をめざす。

③ほめる指導の充実

生徒の努力や善行等を積極的にほめ、自信を持たせる指導を心がける。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

生徒が学級活動や生徒会活動の中で、いじめに関する課題に主体的に向き合い、いじめを許さない・見逃さないという強い意識といじめを解決できる力を持った生徒集団の育成に努める。傍観者もいじめに加担していることに気づかせ、お互いに間違いを指摘できる環境づくりが大切である。

加えて、全ての教育活動の中で、社会における規範や規則を守ることの意義を指導し、規範意識の醸成と道徳性・社会性の伸長を図る。

4. いじめの早期発見の取り組み

〈基本姿勢〉

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく、積極的に認知する。いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく早期に事態把握を行い、対応することが大切である。

①生徒理解の充実

平素から生徒の生活実態や交遊関係などをきめ細かく把握し、表情・行動の変化やサインを見逃さないよう注意する。さらに定期的なアンケートや教育相談の実施などにより、いじめ発見に向けて積極的な取り組みを行う。

②信頼関係の構築

カウンセリングマインドをもって生徒とコミュニケーションを図り、生徒が安心して相談できる雰囲気と体制づくりに努める。

③相談機能の充実

スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図り、生徒の状況について情報の共有化に努める。

④情報の共有化

学年会・生徒指導部会・職員会議・主任会等で生徒の状況について交流する。

⑤外部機関との連携

外部相談窓口を生徒・保護者に周知する。

5. いじめ早期解決の取組み

〈基本姿勢〉

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①いじめが疑われる事案を発見、確認した場合は、特定の教職員で抱え込まず、いじめ対応担当教員を中心とする組織的な対応を行う中で事案の事実確認と適切な指導を進める。事案の解決を図るに当たり、大東市教育委員会との連携の下、弁護士、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等外部人材を積極的に活用することで早期解決を図る。
- ②被害生徒及びその保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に取り組む。生徒の立場に立って丁寧に対応することから学級担任のみの対応に捉われず、生徒との信頼関係に基づく教員による対処や、また、スクールカウンセラーの活用等も検討する。被害生徒保護者との連携を密にし、事案解決を図る。
- ③加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を進める。いじめ行為を速やかにやめさせ、事実関係の聴取により事実関係を確認した後、加害生徒保護者に協力を求めながら、自ら行いたいじめ行為を自覚し十分反省するよう指導する。
- ④いじめが起きた集団に対しては、被害生徒及び保護者の心情を第一に配慮しつつ、いじめを自分の問題として捉えさせるなかで二度といじめを起こさない集団となるよう指導する。
- ⑤ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるためプロバイダに対して働き掛ける等により削除する措置を講じる。
- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、所管警察と連携して対処する。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

①名称「いじめ防止対策委員会」

②構成メンバー

校長・教頭・生徒指導主事（いじめ対応担当教員）・教務主任・学年主任・
児童生徒支援 Co

③役割

- ・学校いじめ防止基本方針の策定、進捗状況の確認、見直し
- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめの未然防止に関すること
- ・いじめ事案への対応に関すること
- ・いじめに係る校内研修会の企画、運営

④開催

- ・毎週の主任会の中で実施するとともに、学期に1回開催する。
- ・事案発生時は当該担任も加えて緊急開催する。

7. 年間計画

	1 年	2 年	3 年	学 校 全 体
1 学期	相談窓口周知 チラシ「いじめチェックシート」配付 いじめ防止アンケート①（教育相談） 学期末懇談 hyper-QU アンケート①	相談窓口周知 いじめ防止アンケート①（教育相談） 学期末懇談 hyper-QU アンケート①	相談窓口周知 いじめ防止アンケート①（教育相談） 学期末懇談	第1回いじめ防止対策委員会 ・学校いじめ方針の確認 ・年間計画の確認 市第1回不登校対応担当者会への参加 第1回こども支援委員会 ケース会議① 等
夏季休業				校内夏季研修会 ・生徒理解
2 学期	学校あんしん生活アンケート①（教育相談） hyper-QU アンケート② 学期末懇談	学校あんしん生活アンケート①（教育相談） hyper-QU アンケート② 学期末懇談	学校あんしん生活アンケート①（教育相談） 学期末懇談	第2回いじめ防止対策委員会 ・進捗状況確認 市第2回不登校対応担当者会への参加 第2回こども支援委員会 ケース会議② 等
3 学期	いじめ防止アンケート②（教育相談） 学期末懇談	いじめ防止アンケート②（教育相談） 学期末懇談	いじめ防止アンケート②（教育相談） 学期末懇談	第3回いじめ防止対策委員会 ・学校いじめ方針等見直し 市第3回不登校対応担当者会への参加 第3回こども支援委員会 ケース会議③ 等

8. 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ①重大事案が生じた旨を、大東市教育委員会に速やかに報告する。
- ②大東市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係についての調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係等必要な情報を適切に提供する。

9. 方針等の見直し

本方針に示す内容が学校の実情に即し十分に機能しているか否かについて検証することにより、必要に応じ学校基本方針の見直しを図る。